

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月24日

【会社名】 株式会社イメージワン

【英訳名】 ImageONE CO., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高田 康 廣

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6233-3410

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 鷓 飼 良 一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6233-3410

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 鷓 飼 良 一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】
その他の者に対する割当 1,530,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
354,530,000円
(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	100個(新株予約権1個につき10,000株)
発行価額の総額	1,530,000円
発行価格	新株予約権1個につき15,300円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.53円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年11月10日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イメージワン 管理部 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
払込期日	平成28年11月10日(木)
割当日	平成28年11月10日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿西口支店

- (注) 1. 第5回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成28年10月24日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社イメージワン 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は10,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、353円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額に} (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{より当該期間内に} \text{調整前行使価額に} \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

	<p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場(以下、「東証JASDAQスタンダード」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>354,530,000円</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成28年11月10日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成30年11月9日までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社イメージワン 管理部 東京都新宿区新宿六丁目27番30号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿西口支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みにに関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記1「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
354,530,000	5,500,000	349,030,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(1,530,000円)及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(353,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用50万円(さくら共同法律事務所 弁護士 青木 秀茂氏、東京都千代田区内幸町一丁目1番7号)・新株予約権評価及びコンサルティング費用200万円(株式会社プルータス・コンサルティング、代表取締役社長 野口 真人、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)、登記関連費用200万円、その他諸費用100万円(株式事務手数料・外部調査費用)となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。
 4. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権

具体的な使途	調達予定金額	支出予定時期
医科予約・検索サイト事業を行う連結子会社への運転資金の融資	349,030,000 円	平成28年11月～平成31年11月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
資金使途は以下の内容を予定しております。

医科予約・検索サイト事業を行う連結子会社への運転資金の融資

医療分野におけるICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) 化の流れについては、従来、他の分野より遅れていると言われておりましたが、平成26年3月に厚生労働省が出した資料「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」をひとつのきっかけとして、情報通信技術を応用した同分野の事業が立ち上がってくることが予想されております。また、スマートフォンなどの情報端末の普及と高機能化を背景にして、ユーザーの利便性向上を目指した、飲食店、美容院、旅行、宿泊施設、カルチャースクール等の予約・検索サイト事業の市場が急速に成長しつつあります。医科歯科の分野においても、今後、この予約・検索サービスの需要が急速に顕在化するものと予測されており、当社といたしましても、これまで全国の医療機関に対して提供してきた「医療画像保管・配信・表示システム (PACS)」などの医療画像システム関連商品にかかわる技術及び営業ノウハウを活かせることから、予約・検索サイト事業が新たな医療分野の事業の収益力となり、中期経営計画の新たな業績基盤となるものと判断しました。

当社は、この予約・検索サイト事業を推進するため、株式会社光通信の連結子会社で、飲食店、美容院、医科歯科などの予約・検索サイト運営を事業展開する株式会社EPARK (以下、「EPARK社」といいます。) と合併事業をおこなうこととし、平成28年11月を目処に、事業範囲を自由診療 (保険非適用診療、自費診療) 分野とする当社が51%、EPARK社が49%出資の資本金4億円の予約・検索サイト事業会社を、当社連結子会社として新たに設立することとしたため、本日、この合併会社設立を趣旨とする合併契約をEPARK社との間で締結いたしました。

新会社は、当初2年間を予約サービスサイトの認知及びターゲットとする医療機関への営業展開に注力し、3年目には収益化を実現し、当社連結業績への大きな貢献を目指しておりますが、新会社が独自に創業当初の運転資金を調達することは困難であるため、連結親会社である当社から、予定している収益化までの3カ年の運転資金として融資するものです。

当該融資を受ける新設事業会社における具体的な資金使途は、予約受付サイトの認知度を向上させるためのパナー広告及びリスティング広告等にかかるインターネット広告宣伝費120,000千円 (平成29年9月期: 40,000千円、平成30年9月期: 40,000千円、平成31年9月期: 40,000千円) と、新たに増強するICT分野に関する技術者及び営業担当の人件費229,030千円 (平成29年9月期: 44,030千円、平成30年9月期: 85,000千円、平成31年9月期: 100,000千円) に充当する予定です。

なお、発行する新株予約権の行使が進まず、予定通りの資金調達ができなかった場合は、連結親会社である当社による借入金及び自己資金にて充当していくとともに、資金調達状況により当初3カ年の事業計画を修正していく予定です。

また、資本金4億円の新設合併会社への当社出資分204,000千円につきましては、直近に実施した第三者割当による新株式及び新株予約権発行により調達した資金のうち、一部の使途を変更させていただくことにより確保する200,000千円と自己資金4,000千円を充当いたしますが、この使途変更判断は、中期経営計画の業績目標を達成し成長を加速するために、各施策の効果と優先度を再検証した結果であります。なお、この使途変更資金も含め、当初予定の資金使途と現状ならびに使途変更の内訳については次の通りです。

新株式(払込日: 平成27年5月28日)

(千円)

具体的な使途	金額	支出予定時期	使用実績 (平成28年9月30日現在)
医療部門主力商品の強化	90,000	平成27年6月～平成28年9月	22,000
医療画像システムの事業領域拡大	100,000	平成27年6月～平成28年9月	0

新株予約権(割当日: 平成27年5月28日 権利行使完了日: 平成28年4月18日)

(千円)

具体的な使途	金額	支出予定時期	使用実績 (平成28年9月30日現在)
医療分野の新規事業開発	220,000	平成27年8月～平成30年3月	80,000
営業拠点の増設	100,000	平成27年9月～平成30年3月	0
小型無人飛行機の在庫増強	60,000	平成27年10月～平成30年9月	0

医療部門主力商品の強化

商品強化のための仕様確定ならびにシステム開発に関して、当初予定より遅れが生じているため、支出予定時期を平成30年3月まで延長いたします。

医療画像システムの事業領域拡大

事業領域拡大について検討した結果、早期の収益拡大を目指し、当初の医療画像システム領域での事業展開から医療分野における予約受付サイト事業への展開に変更することとし、100,000千円はこの事業のための合併会社出資金に全額充当することとし、支出時期は平成28年11月を予定しております。

医療分野の新規事業開発

使途、支出期間ともに、当初予定に沿って進捗しております。使用実績の内訳は、医療研究機関との共同研究と海外展開の準備費用であります。

営業拠点の増設

平成28年9月期より3年間のうちに営業拠点3箇所増設を予定しておりましたが、平成27年9月期の大幅な営業損失を受け、販売管理費の圧縮方針から見合わせておりました。今後の営業拠点増設は業績回復と併行しながら増設方針を再開することとし、掛かる費用は借入金ならびに自己資金にて充当していく予定です。100,000千円については、医療分野における予約受付サイト事業の合弁会社出資金に全額充当することとし、支出時期は平成28年11月を予定しております。

小型無人飛行機の在庫増強

新株予約権の行使進捗状況により本使途への充当予定資金の調達時期は平成28年4月となったこと、また、当社の取り扱う小型無人飛行機の引合い状況等により、平成28年9月期中の在庫増強は見合わせておりました。今後の仕入時期につきましては、当初の支出予定期間である平成30年9月までの間で進めていく予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成28年10月24日開催の取締役会にて、本新株予約権の発行とともに、当社の取締役及び従業員に対する新株予約権(有償ストック・オプション。以下「本有償ストック・オプション」といいます。)の発行を決議しております。

本有償ストック・オプションの発行の概要は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数	1,000個 (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式100,000株(1個当たり100株) (注) 上記の新株予約権の目的となる株式の数は上限を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少した場合には、新株予約権の目的となる株式の数は減少いたします。
(3) 発行価額の総額	700,000円(1個当たり700円) (注) 上記発行価額の総額は上限の発行価額の総額を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少した場合には、発行価額の総額は減少いたします。
(4) 新株予約権の割当日	平成28年11月18日
(5) 払込期日	平成28年12月16日
(6) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の総額	35,300,000円(1株当たり353円) (注) 上記の新株予約権の行使に際して出資される金銭の総額は上限を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる本有償ストック・オプションの数が減少した場合には、新株予約権の行使に際して出資される金銭の総額は減少いたします。
(7) 新株予約権の行使期間	平成32年1月1日から平成34年11月17日まで。 但し、本有償ストック・オプションの行使については、以下の条件が定められております。 新株予約権者は、平成31年9月期または平成32年9月期のいずれかの期において、営業利益(当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が200百万円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。
(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による本有償ストック・オプションの取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(9) 割当予定先	当社取締役・従業員 35名 1,000個

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 本新株予約権の割当予定先の概要	
名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当該会社は、平成28年9月30日現在、当社株式50,100株（持株比率1.06%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社は、当該会社に対し、平成27年5月に第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行を行っております。

c. 割当予定先の選定理由

医療分野における予約・検索サービス事業を新たに開始するにあたり、当社は、株式会社光通信の連結子会社で、飲食店、美容院、医科歯科などの予約・検索サイト運営を事業展開しているEPARK社と、平成28年11月に新たに合併会社を設立いたします。

新会社の立ち上げ時には、予約受付サイトの認知度を向上させるためのバナー広告及びリスティング広告等にかかるインターネット広告宣伝費や、ICT分野に関する技術者及び営業担当を確保するための人件費等の運転資金が必要となりますが、新会社が独自に創業当初の運転資金を調達することは困難であるため、連結親会社である当社から、予定している収益化までの3カ年の運転資金として融資するものです。

この子会社への融資にあたり、当社の資金調達が必要となったため、銀行借入、公募増資、株主割当増資、及び第三者割当増資等の資金調達手段を以下のとおり検討いたしました。

まず、銀行借入による資金調達については、与信枠や借入コストの問題もあり、事実上調達困難な状況となっております。公募増資についても、当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため、適当でないと判断いたしました。また、株主割当増資については、希薄化の懸念は払拭されるものの、割当先である既存投資家の参加率が不透明なことから、必要な資金が調達できない可能性があるため、適当でないと判断いたしました。以上のことから、当社は第三者割当増資が資金調達的手段として最適であると判断いたしました。

次に、第三者割当増資の種類（新株式、新株予約権、転換型社債型新株予約権付社債等（MSCB））について以下のとおり検討いたしました。

まず、新株式による第三者割当増資については、即時の資金調達としては有効な手段ですが、株式の希薄化による株価への影響や、当社の資本構成にも影響を与える可能性があるため適当でないと判断しました。また、転換型社債型新株予約権付社債（MSCB）については、一般的に、転換によって交付される株数が行使価額に応じて決定されるため、転換の完了時まで交付される株式総数が確定せず、希薄化による株価への影響や、必要な資金が調達できない可能性もあるため適当でないと判断いたしました。

以上のことから、今回は第三者割当による新株予約権発行のスキームが、最も適した資金調達的手段であると判断いたしました。

割当予定先の選定にあたり、候補先として、平成27年5月に株式の割当を行った台湾の EBM Technologies, Inc.（以下、「EBM社」といいます。）、信託銀行よりご紹介いただいた証券会社、及びEBM社への株式の割当と同時に実施したマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）について、以下のとおり検討を行いました。

EBM社については、事業パートナーとしての関係を重視し、互いの経営独立性を尊重する趣旨から、さらなる資本関係強化は予定しないとの認識を共有しているため、当面割当増資は行わないことといたしました。また、信託銀行よりご紹介を受けた証券会社のご提案については、発行に要するコストが高く、今回の資金調達には適さないと判断いたしました。マイルストーン社については、平成21年2月の会社設立以降本日現在までに、30社を超える上場企業に対して第三者割当による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行い、払込みも確実に行った実績があり、当社においても、平成27年5月に新株予約権を引受け頂き、約1年ですべての行使を完了していただいたという実績がございます。

このため当社は、本スキームの割当予定先としてマイルストーン社を選定し、相談及び協議を行いました。

その協議の中で、本スキームについてご理解いただき、純投資を目的としていること、及び当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけることを確認しております。また、本新株予約権が全部行使された場合には、同社が当社の筆頭株主となる可能性があります。同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり当社の経営に介入する意思がない旨をご表明いただいております。

以上から、当社はマイルストーン社を本新株予約権の割当予定先として選定することが、当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断し、平成28年10月24日開催の当社取締役会において、マイルストーン社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

名称	株式数
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	本新株予約権 100個(1,000,000株)

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先であるマイルストーン社との間には、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を聴取により確認しております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と口頭で伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、マイルストーン社より、本新株予約権の引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について以下のとおり確認しております。

まず、平成27年2月1日から平成28年1月31日に係るマイルストーン社の第4期事業報告書の損益計算書により当該期間の売上4,465百万円、営業利益971百万円、経常利益950百万円、当期純利益548百万円であること、また、貸借対照表により平成28年1月31日現在の純資産938百万円、総資産1,962百万円であることを確認いたしました。次にマイルストーン社の預金口座の通帳の写しにより届出書提出日現在の預金残高が475百万円であることを確認いたしました。

なお、本新株予約権には行使制限条項があり、マイルストーン社は、本新株予約権の発行決議日（平成28年10月24日）時点における当社発行済株式総数（4,721,100株）の10%（472,110株）を超える株式を保有できないことから、権利行使に要する金額は最大で払込金額総額の10%を超えることはありません。

以上のことから、当社は、マイルストーン社が本新株予約権の発行価額及び権利行使の払込みに係る資金を保有していると判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても外部の専門機関(株式会社トクチョー、代表取締役社長 荒川 一枝、東京都千代田区神田駿河台3-2-1)に調査を依頼し、その調査報告書を受領しました。その結果、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 本新株予約権の発行価額の算定根拠及び発行の合理性

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の価値評価を依頼し、評価報告書を取得しており、本新株予約権の1個当たりの払込金額を、当該評価結果と同額の15,300円(1株当たり1.53円)といたしました。当該機関は、諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ)、満期までの期間、配当利回り、無リスク利率、発行会社の行動(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価額の200%まで上昇した場合は、取得条項(コールオプション)を発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の中央値の約10%で売却すること)を考慮して、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、上記の算定結果をもとに、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成28年10月21日)の東証JASDAQスタンダードにおける普通取引の終値353円を行使価額といたしました。なお、行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均338円に対する乖離率は4.44%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均335円に対する乖離率は5.37%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均373円に対する乖離率は5.36%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数か月間の当社株価の変動が大きいため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

本新株予約権の発行価格については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当せず、ブルータス・コンサルティングの評価額と同額のため、有利発行には該当しないと判断しております。

また、当社監査役3名(うち、社外監査役3名)全員より、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえて決定されており、当該第三者機関の評価額は、行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を基礎として、それらを反映した査定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定しており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を準用して算出されていることから、その評価額は適正かつ妥当な価額であると判断でき、有利発行には該当しないと考えられる旨の意見を述べております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は1,000,000株であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数4,721,100株に対し21.2%(平成28年9月30日現在の当社議決権個数46,452個に対しては21.5%)の希薄化が生じ、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、平成28年9月期を計画初年度とする中期経営計画の遂行により、再成長を目指しているものの、主要事業である医療画像システム事業の商品力及び営業強化だけでは、価格競争が継続する市場状況により、収益回復にかなりの時間を要することから、早期の収益化を目指して医療部門の予約・検索サイト事業を新しく立ち上げることとし、予約・検索サイト運営で実績あるEPARK社との合併事業を選択して、当社連結子会社となる合併会社設立により、事業立ち上げから収益化までの期間短縮を目指します。この連結子会社である新事業会社が運営に必要とする予約・検索サイト認知のための広告宣伝費や契約医療機関開拓のための営業人件費等の運転資金は、同社が新会社で独自に資金調達することが困難であるため、連結親会社である当社が資金調達して融資する必要があると考えております。

本スキームは、行使制限条項により割当予定先が一度に行使することができる新株予約権の数が限定されていることから、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能になると考えております。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり353円であります。これは平成27年9月期の1株当たり純資産120.25円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行さ

せ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成25年9月期1.50円、平成26年9月期4.28円、平成27年9月期47.57円、今なお厳しい状況が続いております。調達した資金を、急速に拡大する予約・検索サイト市場で、当社の強みを発揮できる医療分野における医療分野の同事業に集中的に投下することで、早期に事業の収益化を実現し、現行の医療画像システム等の基幹事業と合わせ、確実に成果を上げていくことで黒字幅を拡大し、当社業績の安定的な成長を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

なお、当社は、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社からは、割当株式の保有方針としては純投資ではあるものの、株式の一部を売却する場合には市場動向を勘案しながら売却する方針であるとの表明を受けておりますが、株価が上昇した場合には、保有する当社株式の一部を売却する可能性もあることから、当社株価がその影響を受ける可能性があります。当社株式の過去1年間(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)の1日あたりの平均出来高は約449,207株であり、一定の流動性を有しております。仮に、本新株予約権がすべて行使された場合の発行済株式数1,000,000株を、本新株予約権の行使期間である2年間で行使売却するとした場合の1日あたりの数量は約2,000株となり、上記1日あたりの出来高の約0.45%となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
マイルストーン・ キャピタル・マネ ジメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁 目6番2号	50,100	1.08%	1,050,100	18.60%
EBM Technologies, Inc.	516, NEIHURD., SEC. 1, NEIHURDIST., TAIPEICITY TAIWAN (R.O.C.)	364,900	7.86%	364,900	6.46%
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	272,700	5.87%	272,700	4.83%
株式会社SBI証券	港区六本木1丁目6番1号	111,200	2.39%	111,200	1.97%
住友生命保険相互 会社	東京都中央区築地7丁目18 番24号	57,600	1.24%	57,600	1.02%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目 12番3号	41,500	0.89%	41,500	0.74%
立花証券株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目 13番14号	26,500	0.57%	26,500	0.47%
高田 康治	京都府京都市	26,000	0.56%	26,000	0.46%
三木 靖彦	兵庫県神戸市	25,600	0.55%	25,600	0.45%
内村 泰彰	熊本県阿蘇市	22,400	0.48%	22,400	0.40%
計		998,500	21.50%	1,998,500	35.40%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日現在の発行済株式総数及び議決権数に、本新株予約権の目的である株式の総数1,000,000株(議決権数10,000個)を加えて算出しております。
4. 上記のほか、自己株式74,500株(募集前の発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.58%)があります。
5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。
6. 本新株予約権の行使により、マイルストーン社が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(平成28年10月24日)時点における当社発行済株式総数(4,721,100株)の10%(472,110株)を超える事となる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使は出来ない旨の行使条件が付されておりますが、上記の数値は当該行使上限が設定されていないと仮定した場合の数値を示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第32期有価証券報告書及び四半期報告書(第33期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(平成28年10月24日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

組込情報である第32期有価証券報告書の提出日（平成27年12月22日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成27年12月24日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成27年12月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年12月21日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

高田 康廣、鵜飼 良一、板谷 元照及び下休場 勝司を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 取締役4名選任の件					
高田 康廣	22,396	562	0	(注)	可決 97.26
鵜飼 良一	22,252	706	0		可決 96.64
板谷 元照	22,438	520	0		可決 97.45
下休場 勝司	22,427	531	0		可決 97.40

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成28年4月12日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの EBM Technologies, Inc.

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	当該主要株主の所有する議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	4,000個	10.32%
異動後	4,000個	9.94%

(注) 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成27年9月30日付株主名簿に記録された総議決権数38,758個に、平成28年1月5日までの新株予約権行使により増加した議決権数1,500個を加えた総株主の議決権の数である40,258個を基準として算出しております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年1月5日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,228,485,246円

発行済株式総数 4,671,100株

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第32期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成27年12月22日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本剰余金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成27年10月1日～ 平成28年10月24日(注)	187,144	1,240,637	187,144	383,635

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要について

当社の第33期事業年度(自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりません。

売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うと仮定して投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため記載しておりません。

売上高(百万円)	1,482
----------	-------

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	平成27年12月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年12月21日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

恒翔有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	巻幡 三四郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊山 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚 隆史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージワンの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージワンの平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イメージワンの平成27年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社イメージワンが平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月10日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

恒翔有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 巻 幡 三四郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 山 洋 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージワンの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第33期事業年度の第3四半期会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成27年10月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イメージワンの平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。